

マニュアル作成メンバー（五十音順；◎委員長）

| | | |
|--------|----------------|-------------------------|
| 居相 政充 | 中央労働災害防止協会 | 技術支援部技術指導課専門役 |
| 石川 士朗 | トヨタ自動車株式会社 | 安全健康推進部 安全衛生室 主幹 |
| 菅野 義則 | トピー工業株式会社 | 社員部 安全・衛生担当 主幹 |
| 高橋 恒夫 | 川崎重工業株式会社 | 明石工場事務所勤労部安全保健課 基 幹職 |
| 谷口 修一 | カルソニックカンセイ株式会社 | ジェネラルサポートグループ |
| 中北 輝雄 | 株式会社日鉄エレックス | シニアアドバイザー |
| ◎中村 昌允 | 東京農工大学大学院 | 工学府 産業技術専攻 教授 |

マニュアル作成にご協力いただいた企業等（五十音順）

旭硝子株式会社
いすゞ自動車株式会社
カルソニックカンセイ株式会社
川崎重工業株式会社
トヨタ自動車株式会社
日産自動車株式会社
一般社団法人日本自動車工業会
一般社団法人日本自動車車体工業会
社団法人日本自動車部品工業会
富士重工業株式会社
本田技研工業株式会社
三菱ふそうトラック・バス株式会社

目 次

| | |
|--|----|
| はじめに | 1 |
| 本マニュアルで使う用語の説明 | 3 |
| 第1章 トップの役割と責任 | 7 |
| 1. 1 「安全第一」の徹底 | |
| 1. 2 トップ自らの率先した安全管理活動の実施 | |
| 1. 3 リスクアセスメントの徹底 | |
| 1. 4 「人的資源・設備資源」の配分と教育 | |
| 1. 5 自動車会社から協力会社への情報提供及び安全衛生管理に関する作業間連絡調整の徹底 | |
| 1. 6 法令遵守は、安全確保の最低線 | |
| 第2章 自動車製造業等における構内請負及び労働災害の状況 | 17 |
| 2. 1 自動車製造業における構内請負の状況 | |
| 2. 1. 1 製造業における関係請負人の有無等の変化 | |
| 2. 1. 2 自動車製造業における構内請負の状況（アンケート及びヒアリングの結果から） | |
| 2. 2 自動車製造業等における労働災害発生状況 | |
| 2. 2. 1 全国統計からみた労働災害発生状況 | |
| 2. 2. 2 元方事業者と関係請負人の災害発生状況の比較 | |
| 2. 2. 3 自動車製造業等における労働災害の事例 | |
| 第3章 製造業元方指針の背景と考え方及びその概要 | 29 |
| 3. 1 指針策定の背景と考え方 | |
| 3. 1. 1 製造業を対象とした法改正と指針通達となった背景 | |
| 3. 1. 2 安衛法の改正と製造業元方指針の関係 | |
| 3. 2 用語の説明と自動車製造業への適用 | |
| 3. 2. 1 「一の場所（または同一場所）」とは、「混在作業」とは | |
| 3. 2. 2 「元方事業者」と「関係請負人」、「注文者」と「発注者」とは | |
| 3. 2. 3 元方事業者・関係請負人と元請・二次請の関係 | |
| 第4章 安全衛生管理体制と作業間の連絡調整等の指針の内容 | 39 |
| 4. 1 事業場構内の総合的な安全衛生管理体制 | |
| 4. 1. 1 各事業者間の横断的な安全衛生管理体制（元方事業者による統括管理） | |
| 4. 1. 2 総合的な安全衛生管理体制の確立及び計画的な実施 | |
| 4. 2 作業間の連絡調整の実施 | |
| 4. 2. 1 作業間の連絡調整とは | |

| | | |
|--------------------|------------------------------------|-----|
| 4. 3 | 作業間の連絡調整等の協議の場の設置と運営 | |
| 4. 3. 1 | 作業間の連絡調整等の協議の場（協議会）と運営 | |
| 4. 3. 2 | 安全・衛生委員会と協力会と協議会の関係 | |
| 4. 4 | 作業間の連絡調整に関連するその他の実施事項 | |
| 4. 4. 1 | 作業場所の巡視（指針第2の4） | |
| 4. 4. 2 | 安全衛生教育（指針第2の5） | |
| 4. 4. 3 | クレーン等の運転についての合図の統一等（指針第2の6、第3の4） | |
| 4. 4. 4 | 関係請負人の把握（指針第2の7、第3の5） | |
| 4. 4. 5 | 機械等を使用させて作業を行わせる場合の措置（指針第2の8、第3の6） | |
| 4. 4. 6 | 危険性及び有害性等の情報提供（指針第2の9、第3の7） | |
| 4. 4. 7 | 作業環境管理（指針第2の10）と情報提供 | |
| 4. 4. 8 | 健康管理（指針第2の11、第3の8）と情報の提供 | |
| 4. 4. 9 | その他請負に伴う実施事項（指針第2の12、第3の9） | |
| 第5章 リスクアセスメント | | 71 |
| 5. 1 | リスクアセスメントの基本的考え方と製造業元方指針等における位置づけ | |
| 5. 1. 1 | リスク評価とリスク低減策 | |
| 5. 1. 2 | 安衛法と製造業元方指針等における位置づけ | |
| 5. 2 | 自動車製造業の現場におけるリスクアセスメント等 | |
| 5. 2. 1 | 日常生産業務におけるリスクアセスメント等 | |
| 5. 2. 2 | 工事におけるリスクアセスメント等 | |
| 5. 2. 3 | 関係請負人のリスクアセスメント教育への支援 | |
| 5. 3 | 機械設備のリスクアセスメント等 | |
| 5. 3. 1 | 機械設備のリスクアセスメント等の重要性 | |
| 5. 3. 2 | 機械設備と元方事業者および関係請負人の関係 | |
| 5. 3. 3 | 機械のリスクアセスメント等のポイント | |
| 5. 3. 4 | 機械のリスクアセスメント等の実施方法 | |
| 5. 4 | リスクアセスメント手法を活用し安全対策の充実を | |
| 第6章 安全衛生教育 | | 87 |
| 6. 1 | 安全衛生教育の意義 | |
| 6. 2 | 安全衛生教育の内容と準備 | |
| 6. 3 | 元方事業者及び関係請負人それぞれの立場における安全衛生教育の留意事項 | |
| 6. 4 | 安全衛生教育の評価 | |
| 第7章 パトロール（作業場所の巡視） | | 101 |
| 7. 1 | パトロールの意義 | |

| | | |
|---------|---|-----|
| 7. 2 | パトロールの種類 | |
| 7. 3 | パトロールでチェックすべき点 | |
| 7. 3. 1 | 製造請負現場におけるパトロールのチェック項目 | |
| 7. 3. 2 | 構内における工事を対象にしたパトロールのチェック項目 | |
| 7. 4 | パトロールの実施事項とフォローアップ | |
| 7. 4. 1 | 製造請負職場におけるパトロール | |
| 7. 4. 2 | 構内工事におけるパトロール | |
| 第8章 | その他の参考事例 | 115 |
| 事例 1 | 協会の活動について | |
| 事例 2 | 安全意識の維持・高揚のための時間の確保 | |
| 事例 3 | 担当部門の設定による連携の強化 | |
| 事例 4 | トップによる安全衛生指導 | |
| 事例 5 | 他工場見学会の開催 | |
| 事例 6 | 安全衛生協力会によるリスクアセスメントの支援 | |
| 参考資料 | | 119 |
| 1 | 機械のリスクアセスメントの具体的な実施手順及び低減策の概要 | |
| I | 機械のリスクアセスメントの具体的な実施手順 | |
| II | リスクアセスメントの結果に基づくリスク低減策の概要 | |
| 2 | パトロールの際に使用する安全衛生点検チェックリスト例 | |
| 関係法令・指針 | | 149 |
| 1 | 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則（抄） | |
| 2 | 労働安全衛生法の一部を改正する法律（労働安全衛生法関係）等の施行について（抄） | |
| 3 | 製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針 | |
| 4 | 危険性または有害性等の調査等に関する指針 | |
| 5 | 機械の包括的な安全基準に関する指針 | |

はじめに

本マニュアルは、自動車製造業における親会社(元方事業者)と協力会社(関係請負人)が、安全に作業を進めるために、それぞれがどのように事前準備し、日常の安全管理を行い、対策を講じていくかについてまとめたものである。

平成17年の労働安全衛生法改正により、製造業の元方事業者に対して、混在作業によって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡調整等の実施が義務づけられ、これに伴う総合的な安全衛生管理を実施するため、平成18年8月厚生労働省より『製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針(製造業元方指針)』が出された。この指針は、①「関係請負人の労働災害発生率が元方事業者より高いこと、②関係請負人がより危険、有害性の多い作業に従事することが多いこと、③作業場所が元方事業者の事業場構内にあり、関係請負人の自主的努力のみでは十分な災害防止の実を上げることができないことから、発注者である親会社が、元方事業者として、関係請負人を含めた総合的な安全衛生管理を実施することを求めている。

このため、中央労働災害防止協会は、厚生労働省からの委託を受けて、この趣旨に沿って、自動車製造業を対象に安全衛生管理マニュアルを作成することになった。

マニュアル作成にあたり、一般社団法人日本自動車工業会のご協力も得て、自動車製造会社及び自動車部品製造会社計8社を訪問し、安全衛生管理の実情を現地でヒアリングさせていただいた。ヒアリングの結果、自動車製造業は、比較的管理が行き届いていること、ならびに次の特徴が明らかとなった。

- ① 自動車製造業の災害発生状況は、製造業全体と比較して、度数率、強度率ともに低い。事故の約半数が金属加工機械、一般動力機械、動力運搬機等の機械や設備に起因している。(第2章参照)
- ② 発注者である自動車・自動車部品製造会社と関係請負人との災害発生状況は概ね同等で、特に、関係請負人が多いたとはいえない。
- ③ 関係請負人は、自動車・自動車部品製造会社と同じ事業場内で作業をしているケースが多いが、それぞれが独立して作業を行っており、相互の関連性は少ない。
- ④ 自動車製造ラインの日常保全業務は、基本的には自動車製造会社本体の作業者が従事し、関係請負人に依頼するケースは少ない。一方、自動車製造ラインの設置・導入工事は、機械メーカー等外部業者に発注して行われている。
- ⑤ 各職場とも、KY活動等がしっかりと行われており、これが安全実績につながっているとされた。

こうした実態もあり、自動車製造業は、製造業全体と比較して災害発生率が低い状況にあるものの、自動車製造業に従事する雇用者数は多く、休業4日以上死傷者数は年間1000名に及んでいる。また、関係請負人の割合も製造業全体と比較しても高く、依然として関係請負人の労働災害は発生しており、総合的な安全衛生管理水準をさらに向上させていく

ことが、元方事業者である自動車会社の責務である。

以上の状況を踏まえると、自動車製造業の安全衛生管理のポイントは次の3点に集約することができる。

① 「製造業元方指針」に基づく元方事業者と関係請負人との総合的な安全衛生管理体制の構築

自動車製造業における安全衛生管理をさらに向上させていくには、自動車・自動車部品製造会社本体は、自社の自主的努力により可能であるが、関係請負人の場合は、元方事業者の事業場構内で作業しており、自主的努力のみでは災害防止の実を上げるのは限界がある。製造業元方指針の背景と考え方に基づく「元方事業者を中心とする安全衛生管理体制」が必要である。

② 低い災害発生率のよりよい状況に向けたリスクアセスメントの一層の充実

リスクアセスメントの実施は、労働安全衛生法の改正によって、総括安全衛生管理者の統括管理事項となり、安全衛生委員会での審議事項となった。自動車製造業ではKY活動等の安全衛生管理がしっかりと行われており良好な安全実績に結び付いているが、リスクアセスメントへの取り組みは緒に就いたところである。さらに安全衛生管理を向上させていくには、元方事業者が事業場全体に係るリスクアセスメントを実施し、リスク低減策を講じるとともに、残留リスクを関係請負人に伝え、関係請負人はそれに基づくリスクアセスメントを実施し、現場のKY活動等によって安全を確保していくことが必要である。

③ 各社の安全衛生管理における事例の相互交流によるレベルアップ

実地調査では、ご協力いただいた企業から、安全衛生管理に係る多くの参考となる事例を紹介していただいた。このような事例は業界の財産として、業界各社が情報交流することによって、さらに良い安全衛生管理に結び付くと考える。本マニュアルでは、各社のご了解を得て事例をできる限り紹介している。

本マニュアルの作成に当たり、ご支援をいただいた一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人日本自動車車体工業会、社団法人日本自動車部品工業会、並びに実地調査、資料提供にご協力いただいた各企業に厚く御礼を申し上げます。

本マニュアルが、皆様方の職場の安全衛生管理に寄与し、業界全体の安全衛生レベルの向上に貢献できることを願っている。

平成23年12月

自動車製造業における元方事業者・関係請負人の安全衛生管理マニュアル作成委員会
委員長 中村 昌允

本マニュアルで使う用語の説明

【自動車製造業関係の用語】

自動車製造業

このマニュアルでは、自動車の完成車（四輪自動車、二輪自動車他）メーカー、自動車車体メーカー、自動車部品メーカーを広く包含した業種を「自動車製造業」と表記している。ここには、日本標準産業分類上の「自動車・同付属品製造業」に分類されていない事業、例えば金属製品製造業やガラス・同製品製造業等に分類される事業であっても自動車部品を製造していれば含まれる。

自動車製造会社

自動車の完成車（四輪自動車、二輪自動車他）メーカー及び自動車車体メーカー

自動車部品製造会社

自動車関係の部品メーカー。日本標準産業分類上の「自動車部分品・付属品製造業」に分類されていない事業、例えば金属製品製造業やガラス・同製品製造業等に分類される事業を行う会社であっても、自動車部品を製造していれば含まれる。

自動車・自動車部品製造会社

自動車製造会社と自動車部品製造会社の両方

自動車製造事業場、自動車部品製造事業場、自動車・自動車部品製造事業場

上記のそれぞれの会社の事業場

親会社

自らの事業場の構内で別の会社に業務の一部を請け負わせている会社。自動車製造業の場合、自動車製造会社又は自動車部品製造会社。

請負会社

親会社（自動車製造業の場合は自動車・自動車部品製造会社）の事業場構内において製造業務の一部や構内運搬、日常保全、工事等の業務を請け負っている会社。これらを指す用語として、協力会社、パートナー会社、構内サプライヤー、仕入先、取引先など様々なものがあるが、ここではこれらをひと括りにして請負会社としている。

日常保全等

設備の日常的・定期的な点検、清掃、整備等及び設備が故障・破損等した際の修理、補修等

の対応。

【労働安全衛生法及び製造業元方指針に関連する用語】

元方事業者

一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせている者。仕事の一部を請け負わせる契約が複数ある場合、最も先次の仕事の注文者。(安衛法第 15 条) 自動車製造業の場合、ラインの設置・導入工事等の仕事の全てを建設業者等に発注し、自らはその仕事を行わない場合を除き、自動車・自動車部品製造会社が元方事業者になる。

特定元方事業者

元方事業者のうち、建設業又は造船業（特定事業）に属する事業を行う者。(安衛法第 15 条) 自動車・自動車部品製造会社が、ラインの設置・導入工事等の仕事の全てを発注し、自らはその仕事を行わない場合は、独立した建設工事とみなされ、ラインの新設等を請け負った総合建設業者（ゼネコン）等が特定元方事業者となり、自動車・自動車部品製造会社は発注者となる。

関係請負人

元方事業者の一の場所においておこなう事業の仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人。(安衛法第 15 条)

一の場所（又は同一の場所）の範囲

請負契約関係にある数個の事業によって仕事が関連して混在的に行われる各作業場ごとに「一の場所」として取り扱われるのが原則であり、具体的には、労働者の作業の混在性等を考慮して、安衛法の趣旨に即し、目的論的見地から定められるものであること。
(S47.9.18 基発第 602 号)

混在作業

元方事業者の労働者と関係請負人の労働者の作業が同一の場所によっておこなわれるもので、指揮命令系統の異なる労働者が安全上関連して混在的に行われる各作業をいう。混在作業による労働災害を防止するため、製造業の元方事業者に作業間の連絡調整の実施等が義務づけられた（安衛法第 30 条の 2）。

【請負関係を表す用語】

発注者

注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者。

注文者

請負契約において、仕事の成果に対して、報酬を支払う者。

元請事業者

発注者から仕事を請け負う事業者。

二次請、三次請・・・事業者

関係請負人のうち、元請事業者以外の者。



